

平成21年(ネ)第5763号

平成22年9月8日

控訴人 山田 稔他12名

被控訴人 (独)農業・食品産業技術総合研究機構

文書提出命令の申立て書

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 安 藤 雅 樹

同 神 山 美 智 子

同 笠 原 一 浩

同 柏 木 利 博

同 光 前 幸 一

同 富 山 喜久雄

同 駒 井 忠 重

同 近 藤 卓 史

同 竹 澤 克 己

同 伊 達 雄 介

同 馬 場 秀 幸

同 若 槻 義 宏

同 柳 原 敏 夫

東京高等裁判所 第20民事部御中

1 文書の表示

被控訴人職員が雑誌「生物と化学」に発表した「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」と題する論文（甲3号証）中に「研究が進められている」と記述されているディフェンシン耐性菌の出現頻度に関する比較解析研究結果が記載されている同人ら作成のすべての論文、資料、研究・実験ノート等（複写物でも可）。

2 文書の趣旨

上記文書、資料等には、ディフェンシン耐性菌の出現頻度に関する最新の科学的知見が記載されている。

3 文書の所持者

被控訴人

4 立証趣旨

被控訴人が野外実験栽培をした本件GMイネが産生するディフェンシンから、ディフェンシン耐性の病原菌が発生する可能性とその頻度。

5 文書提出の原因

控訴人らは本件訴訟において、被控訴人らが実行した本件GMイネの野外栽培実験によりディフェンシン耐性菌が発生する危険性を指摘し、その実験の中止、現時点では実験圃場の調査、耐性菌の殺菌を求めている。

他方、被控訴人らは本件GMイネの野外実験に先立ち、それまで調査・研究の乏しかった植物ディフェンシンについて、抗菌活性の程度とともに、病原菌の変異による抵抗性崩壊（耐性菌の発生）の出現頻度について比較解析研究を進めていた（甲3号証の4～5枚目）。

耐性菌問題は、昨今報道されている多剤耐性アシネトバクター菌や緑膿菌に限らず、人類共通の差し迫った解決すべき課題であり、抗菌蛋白質ディフェンシンからの耐性菌出現頻度に関する比較分析研究結果に関する文書は、控訴人及び被控訴人の共通の利益のもとに作成された文書というべきものである。

そこで、控訴人は被控訴人に対し、民事訴訟法220条第3号により、上記文書の提出を求めるものである。

以上